

（別紙）市保護条例と改正保護法との相違点及び対応の方向性

〔凡例〕

- 市保護条例：武蔵野市個人情報保護条例
- 市法施行条例：（仮称）武蔵野市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 保護法：個人情報の保護に関する法律
- 改正保護法：デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された保護法
- 市審議会：武蔵野市個人情報保護審議会
- 保有個人情報：市が保有する個人情報
- 市情報公開条例：武蔵野市情報公開条例
- 市審査会：武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会

項番	項目	相違点	対応の方向性
1	対象機関の定義	・市保護条例では、個人情報の保護に関する制度を実施する市の機関である実施機関として議会も対象機関に含んでいますが、改正保護法では、議会は対象機関に含まれません。	市法施行条例の対象機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とします。
2	個人情報の定義 （死者の情報）	・市保護条例では、死者に関する情報も個人情報に含まれますが、改正保護法では、個人情報の定義は「生存する個人に関する情報」となり、死者の情報は含まれません。	死者に関する情報についても、個人に関する情報として個人情報と同様に管理しますが、死者に関する情報の開示請求については、当該死者の情報が生存する遺族等の個人に関する情報でもある場合には、改正保護法において、当該死者に関する情報が、遺族による開示請求の対象となります。 市保護条例では、特定の死者（被相続人）の情報についても、遺族（相続人）からの開示請求が可能であったため、当該死者に関する情報が改正保護法における個人情報に該当しない場合も、引き続き、遺族（相続人）からの開示請求が可能となるよう、市独自の制度で対応します。
3	個人情報の定義 （容易照合性 ^(※) ）	・市保護条例では、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む」としていますが、改正保護法では、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む」となります。 （※）「他の情報と容易に照合することができ」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられます。	市法施行条例において、個人情報の定義を変えることはできないため、改正保護法のとおりとなります。

項番	項目	相違点	対応の方向性
4	要配慮個人情報 (※)、条例要配慮個人情報	<p>・市保護条例では、思想、信教の情報を、また同条例施行規則で、介護認定、介護サービス等の情報及び生体認証情報を、保護法に上乘せして規定し、その取得等において制限を行っています。</p> <p>・改正保護法では、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、「地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの」を条例要配慮個人情報として市法施行条例で定めることができます。</p> <p>・市保護条例では、要配慮個人情報は取得等を制限され、新たな取得等については、法令に基づく場合を除き、市審議会に諮問しなければなりません。改正保護法では要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報について、取得等取扱いの制限はありません。</p> <p>(※) 要配慮個人情報は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが含まれる個人情報をいいます。</p>	<p>改正保護法では、市法施行条例において要配慮個人情報、条例要配慮個人情報の取得等の制限を規定することはできないため、新たな取得等については、内部統制の手続により、法やガイドラインに適合しているかを審査のうえ取得等を行い、新たな取得等が開始された後、市審議会に報告するものとします。</p> <p>市保護条例において保護法に上乘せして規定している要配慮個人情報は、「地域の特性その他の事情に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの(※)が存在する場合、」にあたらなため、市法施行条例においては、条例要配慮個人情報は定めませんこととします。</p> <p>(※) 地域の特性その他の事情に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものとしては、「LGBTに関する事項」「一定の地域の出身である事実」等が該当するとされています。</p>
5	個人情報保護審議会	<p>・市保護条例では、要配慮個人情報の新たな取得、本人以外からの個人情報の取得並びに個人情報の目的外利用、外部提供、電子計算組織による処理及び電子計算組織の結合を行う場合は、市審議会に個別の事案ごとに諮問を行い、その答申に基づき実施しています。</p> <p>・改正保護法では、市保護条例における市審議会への諮問のように、典型的に市審議会への諮問を行う旨を市法施行条例に規定することはできないため、「個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認める場合」に諮問をすることができる機関として位置付けられます。</p>	<p>・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認められる場合に行う諮問、開示請求や個人情報の運用状況を報告する機関として、市審議会を設置します。</p> <p>・市保護条例により、市審議会へ諮問を行ってきた事項については、個人情報の運用状況として、その事項が実施された後、市審議会に報告を行うものとします。</p>
6	個人情報の本人収集の原則	<p>・市保護条例では、個人情報は原則として本人から収集し、例外として本人の同意がある場合、法令に基づく場合、生命身体又は財産の保護のためやむを得ない場合、他の実施機関から収集する場合などは本人以外からの収集が認められます。また、公益上必要があると認め、市審議会に諮問した上で認められる場合があります。</p> <p>・改正保護法では、個人情報の保有は法令及び条例の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定されますが、本人からの収集を原則としていません。</p>	<p>・個人情報の本人以外からの収集について、典型的に市審議会に諮問する旨を市法施行条例に規定することはできないため、個人情報の本人以外からの取得については、内部統制の手続により、法やガイドラインに適合しているかを審査のうえ取得し、取得等が開始された後、市審議会に報告するものとします。</p>

項番	項目	相違点	対応の方向性
7	保有個人情報取扱事務の届出	<p>・市保護条例では、保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合に届出書を作成・公表しなければならないとされていますが、改正保護法では、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル^(※)について、個人情報ファイル簿を作成・公表することになります。</p> <p>(※) 個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものを指します。</p>	<p>・本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿の作成は妨げられないため、個人情報ファイル簿を作成します。改正保護法の施行後、順次、保有個人情報取扱事務届出書から個人情報ファイル簿に移行し、移行後、保有個人情報取扱事務届出書は廃止するものとします。</p>
8	保有個人情報の目的外利用・外部提供	<p>・市保護条例では、本人の同意がある場合、法令に基づく場合、公にされている場合、生命身体又は財産の保護のためやむを得ない場合などは目的外利用又は外部提供をすることが認められます。また、公益上必要があると認め、市審議会に諮問した上で認められる場合があります。</p>	<p>・個人情報の目的外利用又は外部提供について、類型的に市審議会に諮問する旨を市法施行条例に規定することはできないため、内部統制の手続により、法やガイドラインに適合しているかを審査のうえ実施し、目的外利用又は外部提供の取扱いが実施された後、市審議会に報告するものとします。</p>
9	保有個人情報の電子計算組織による処理	<p>・市保護条例では、電子計算組織による個人情報の処理を開始し、又は変更する場合には、市審議会に諮問しなければなりません。</p>	<p>・市法施行条例では、電子計算組織による個人情報の処理について、類型的に市審議会に諮問する旨を市法施行条例に規定することはできないため、内部統制の手続により、法やガイドラインに適合しているかを審査のうえ実施し、電子計算組織による個人情報の処理が開始された後、市審議会に報告するものとします。</p>
10	保有個人情報を取り扱う電子計算組織の結合	<p>・市保護条例では、電子計算組織による個人情報のオンライン処理については、法令に基づく場合を除き、市審議会に諮問しなければなりません。</p>	<p>・市法施行条例では、電子計算組織による個人情報のオンライン処理について、類型的に市審議会に諮問する旨を市法施行条例に規定することはできないため、内部統制の手続により、法やガイドラインに適合しているかを審査のうえ実施し、電子計算組織による個人情報のオンライン処理が開始された後、市審議会に報告するものとします。</p>
11	自己情報の開示	<p>・改正保護法では、自己の個人情報の開示請求に対する不開示情報^(※)を定めていますが、地方公共団体の情報公開条例の非開示情報^(※)を不開示情報とすることもできることとしています。</p> <p>(※) 開示請求において開示できない情報を、改正保護法では不開示情報といい、市情報公開条例では非開示情報といいますが、内容は同じものです。</p>	<p>・自己情報の開示請求に対する不開示情報については、市情報公開条例の非開示情報との整合性を鑑み、市法施行条例において、市情報公開条例の非開示情報に合わせる規定を定めます。</p>

項番	項目	相違点	対応の方向性
12	自己情報の開示請求に対する決定期限	<ul style="list-style-type: none"> ・市保護条例では、自己情報の開示請求から開示決定等までの期限を14日とし、期間延長を開示請求から最長で60日間としています。改正保護法では、開示請求から開示決定等までの期限が30日、期間延長が最長で30日、合計で開示請求から最長で60日となります。 ・市法施行条例において、開示決定等までの期限、延長期間を改正保護法で定める期間よりも短縮することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求があった場合の決定期限を14日とした場合、延長した場合の期間合計は44日となり、市情報公開条例による行政文書の開示請求から延長できる期間60日と差異が生じてしまうことや、対象情報、不開示箇所の特定、第三者等への照会等により決定までに60日を要する事案も想定されることから、開示請求から開示決定等までの期限及び期間延長の期限は保護法の規定を適用します。
13	自己情報の訂正請求・利用停止請求	<ul style="list-style-type: none"> ・自己情報の訂正請求、利用停止請求を行うにあたり、市保護条例では、予め開示請求を経る必要はありませんが、改正保護法では、予め開示請求を行うことが必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正保護法では、市法施行条例において予め開示を受けていない自己情報を訂正請求、利用停止請求の対象とすることも可能としていますが、対象となる自己情報の範囲を明確にするため、自己情報の訂正請求・利用停止請求については、改正保護法の規定を適用します。
14	自己情報の開示請求に係る手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・市保護条例では、自己情報の開示請求者は写しの交付費用（コピー代等）を負担し、手数料はありません。改正保護法では、実費の範囲内で手数料を市法施行条例で定めることが必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の市保護条例と同様に、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成、記録媒体等の実費相当分を請求者に負担いただきます。
15	事業者等に対する要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・市保護条例では、個人情報の取扱いに関し、事業者等に対し、説明や資料提出を要請できることとしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対し、強制力を伴う事実確認や是正勧告を行うことはできませんが、市独自の措置として、事業者等に対し、事実確認等について任意の協力を求めることができる旨を市法施行条例に規定します。
16	匿名加工情報の作成及び提供制度	<ul style="list-style-type: none"> ・改正保護法では、行政機関等匿名加工情報^(※)の作成及び提供制度について、都道府県及び政令指定都市に導入を義務付けていますが、それ以外の市町村については、導入は当面任意となります。 (※) 個人情報に措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報を匿名加工情報といい、行政機関等匿名加工情報は国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体において、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入にあたっては慎重な検討を要すると思われるため、行政機関等匿名加工情報作成及び提供制度については、当面の間、市法施行条例には規定しないこととします。
17	自己情報の開示決定等に対する審査請求に係る審査会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自己情報の開示決定等に対する審査請求については、市情報公開条例に基づき市審査会に諮問しますが、改正保護法では、行政不服審査法に基づく機関に諮問することとされ、その機関の組織及び運営に関して必要な事項を条例で定めることとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 情報公開・個人情報保護審査会条例を制定し、市情報公開条例に定める市審査会を行政不服審査法に基づく機関に位置付け、組織及び運営に関して必要な事項を定めます。